

発行年月: 令和2年7月 無断転載禁止 ISSN 2186-1625

植物防疫所 植物防疫情報 No.37

植物防疫所HP QRコード

発行所 農林水産省 那覇植物防疫事務所
〒900-0001 沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎内 TEL 098-868-0715

<http://www.maff.go.jp/pps/>
植物防疫所 検索



植物防疫法施行規則の改正について

国内外での有害動植物の発生情報に基づき、有害動植物のリスクアナリシスを実施した結果などにより、令和2年5月11日、植物防疫法施行規則が改正されました。主な改正点は、①検疫有害動植物（別表1）、②輸出国で栽培地検査が必要な地域及び植物（別表1-2）、③④輸入禁止となる地域及び植物（別表2、別表2-2）の見直しです。また、「植物防疫法施行規則別表1の第1の二の項及び第2の二の項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する有害動物及び有害植物を指定する件」も改正され、非検疫有害動植物が見直されました。

新たな規則は、①の検疫有害動植物の削除、②③④の地域名の修正（変更）及び非検疫有害動植物の追加については令和2年5月11日から、それ以外については令和2年11月11日から施行されます。改正内容の詳細は、植物防疫所ホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/>）をご覧ください。また、地域及び植物ごとの輸入条件は、輸入条件データベース（<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>）で調べることができます。

①検疫有害動植物(別表1)の改正

主な変更として、検疫有害動物では節足動物1種が追加、4種（節足動物3種、その他1種）が削除されたほか、節足動物1種が分類の変更により2種に再分類されました。一方、検疫有害植物では7種（真菌及び粘菌1種、ウイルス6種）が追加及び1種（その他）が削除されました。

有害動物 / 植物	区分	追加（又は削除、変更）
第1 有害動物	(1)節足動物	(追加) <i>Pammene fasciana</i>
		(削除) <i>Haplothrips nigricornis</i> , <i>Haplothrips robustus</i> , <i>Phenacoccus solenopsis</i>
	(変更: 2種へ再分類) <i>Copitarsia turbata</i> → <i>Copitarsia corruda</i> → <i>Copitarsia decolora</i> [シノニム: <i>Copitarsia turbata</i>]	
(3) その他無脊椎動物	(削除) <i>Helix aspersa</i>	
第2 有害植物	(1)真菌及び粘菌	(追加) <i>Diaporthe vaccinii</i>
	(3)ウイルス (ウイロイドを含む)	(追加) <i>Indian peanut clump virus</i> , <i>Maize chlorotic mottle virus</i> , <i>Pea early-browning virus</i> , <i>Tomato brown rugose fruit virus</i> , <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> , <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>
	(4)その他植物病の病原体	(削除) Grapevine vein necrosis

②輸出国における栽培地検査が必要な地域及び植物(別表1の2)の改正

主な変更として、トマトキバガ、バナナネモグリセンチュウ、*Meloidogyne enterobii* などについて、その発生地域が追加され、また、対象となる植物も追加されました。

項	対象病害虫	地域の追加（又は変更、修正）	対象植物の追加（又は削除）
1	<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクロトゲコナジラミ)	(変更) スワジランド → エスワティニ	

項	対象病害虫	地域の追加（又は変更、修正）	対象植物の追加（又は削除）
2	<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	アゼルバイジャン、ノルウェー、ブルキナファソ、ベナン、ハイチ	【生茎葉】はこべほおずき
3	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)	スウェーデン	
4	<i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ)	(修正) カーボヴェルデ → カーボベルデ (変更) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 → 北マケドニア共和国	
7	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	香港、アメリカ領サモア、ニウエ、ノーフォーク島	【栽培の用に供し得る地下部】エピプレムヌム・アウレウム、プセファランドラ属植物
8	<i>Meloidogyne enterolobii</i>	ポルトガル	【栽培の用に供し得る地下部】くちなし、ケレウス・ヘルドマンニアヌス、しまほおずき、とうぐわ、モルス・セルティディフオリア、ランブランツス属植物
9	<i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ)	(変更) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 → 北マケドニア共和国	
16	<i>Eutypa lata</i>		【栽培の用に供する生植物(種子及び果実を除く)】サリックス・マクロナタ
17	<i>Guignardia citricarpa</i>	インド、ウルグアイ (変更) スワジランド → エスワティニ	
19	<i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちょう細菌病菌)	ザンビア (変更) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 → 北マケドニア共和国	
20	<i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	ウクライナ	

③輸入禁止となる地域及び植物(別表2)の改正

主な変更として、カンキツグリーンング病菌の発生地域として南米のアルゼンチン、グアテマラ、コロンビア、ベネズエラが追加されました。

項	対象病害虫	地域の追加（又は変更、修正）	対象植物の追加（又は削除）
1	<i>Ceratitidis capitata</i> (チチュウカイミバエ)	(変更) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 → 北マケドニア共和国	
2	<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群)	レユニオン (変更) スワジランド → エスワティニ	
9	<i>Leptinotarsa decemlineata</i> (コロラドハムシ)	(変更) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 → 北マケドニア共和国	
16	<i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)	ジョージア (変更) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 → 北マケドニア共和国	
17	<i>Candidatus Liberibacter africanus</i> (カンキツグリーンング病菌アフリカ型) <i>Candidatus Liberibacter americanus</i> (カンキツグリーンング病菌アメリカ型) <i>Candidatus Liberibacter asiaticus</i> (カンキツグリーンング病菌アジア型)	オマーン、アルゼンチン、グアテマラ、コロンビア、ベネズエラ	

④輸入禁止地域及び輸入禁止植物(別表2の2)の改正

主な変更として、*Xylella fastidiosa* の発生地域としてイスラエルの追加及び対象植物として、えにしだ、ぎょうぎしば、げっけいじゅなど約100種が追加されたほか、新たに輸入禁止対象として輸出国での検査及び証明を求める検疫有害植物にウイルス6種 (*Indian peanut clump virus*、*Maize chlorotic mottle virus*、*Pea early-browning virus*、*Tomato brown rugose fruit virus*、*Tomato leaf curl New Delhi virus*、*Zucchini green mottle mosaic virus*) が追加されました。

項	対象病害虫	地域の追加（又は変更、修正）	対象植物の追加（又は削除）
1	<i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)		【生果実】くだものどけい
3	<i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミバエ)		【生果実】マメーサポテ
6	<i>Bactericera cockerelli</i>	エクアドル	
7	<i>Bactericera nigricornis</i>	ベルギー、チュニジア	
8	<i>Bactericera trigonica</i>	ハンガリー、フランス、チュニジア、モロッコ	

項	対象病害虫	地域の追加 (又は変更、修正)	対象植物の追加 (又は削除)
12	<i>Otiorhynchus ovatus</i> (イチゴクチブトゾウムシ)	(変更) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 → 北マケドニア共和国	
13	<i>Scolytus multistriatus</i> (セスジキクイムシ)	(変更) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 → 北マケドニア共和国	
18	<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i>	(変更) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 → 北マケドニア共和国	
20	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	ベルギー、ポルトガル、チュニジア、ノーフォーク島	
21	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3	アルゼンチン	
23	<i>Xylella fastidiosa</i>	イスラエル	【栽培の用に供する生植物(種子及び果実を除く)】 アルファルファ、えにしだ、ぎようぎしば、げつけいじゆ、ブラシカ・ニグラ、ユーフォルビア・テラキナ、ひとつばえにしだ属植物など (削除) ゲニスタ・コルシカ、ゲニスタ・モンस्पエスラーナ (これらを「ひとつばえにしだ属」へ) (修正) ようしゆきだちるりそう → ようしゆきだちるりそう
24	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド)		【栽培の用に供し得る生植物(種子及び果実を除く)】 (修正) タマサンゴ → たまさんご
29	<i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> (トマト退緑萎縮ウイロイド)	ハワイ諸島	
30	<i>Pepper chat fruit viroid</i>		【栽培の用に供する種子】 トマト
31	<i>Tomato planta macho viroid</i>		【栽培の用に供する種子】 トマト
32	<i>Peronospora chlorae</i>	(変更) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 → 北マケドニア共和国	【栽培の用に供する生植物】 (修正) とるこぎきょう → とるこぎきょう
33	新設 <i>Indian peanut clump virus</i>	インド、パキスタン	【栽培の用に供する種子】 あわ、こむぎ、しこくびえ、とうじんびえ、とうもろこし及びらつかせい 【栽培の用に供し得る生植物(種子、果実を除く)】 あわ、いね、おおむぎ、オルデンランディア・アスペラ、こむぎ、しこくびえ、とうじんびえ、とうもろこし、ばんばらまめ、もろこし、らつかせい
34	新設 <i>Maize chlorotic mottle virus</i>	タイ、台湾、中華人民共和国、スペイン、ウガンダ、エチオピア、ケニア、コンゴ民主共和国、タンザニア、モザンビーク、ルワンダ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、ブラジル、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島	【栽培の用に供する種子】 とうもろこし 【栽培の用に供し得る生植物(種子、果実を除く)】 コイクス・キネンシス、さとうきび、しこくびえ、せいばんもろこし、とうもろこし、もろこし
35	新設 <i>Pea early-browning virus</i>	イタリア、英国、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ポーランド、アルジェリア、エチオピア、モロッコ、リビア	【栽培の用に供する種子】 えんどう、そらまめ 【栽培の用に供し得る生植物(種子、果実を除く)】 アルファルファ、いんげんまめ、えんどう、きばなのはうちわまめ、そらまめ
36	新設 <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	中華人民共和国、イスラエル、トルコ、ヨルダン、イタリア、オランダ、ギリシャ、メキシコ	【栽培の用に供し得る生植物 (果実を除き、種子を含む)】 とうがらし、トマト
37	新設 <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、イラン、イタリア、エストニア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、セーシェル、チュニジア、モロッコ	【栽培の用に供し得る生植物(種子、果実を除く)】 あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、おくら、カロトロビス・プロケラ、きゆうり、クロトン・ボンブランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しろばなようしゆちようせんあさがお、すいか、だいず、たかさぶろう、とうがん、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、へちま、ペボかぼちや、メロン、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお、とうがらし属
38	新設 <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>	大韓民国、中華人民共和国	【栽培の用に供する種子】 すいか、ペボかぼちや 【栽培の用に供し得る生植物 (種子、果実を除く)】 すいか、ペボかぼちや、ゆうがお

近年輸入解禁された植物について

1 オーストラリア産ハス種アボカド生果実

平成30年1月26日に植物防疫法関係規則が改正され、オーストラリア産アボカドのうち、ハス種の成熟していない生果実は、一定の条件を満たすことで輸入できるようになりました。オーストラリア産のアボカド生果実は、日本が侵入を警戒している重要病害虫のチチュウカイミバエとクインスランドミバエがオーストラリアに発生しているため輸入が禁止されています。

しかし、成熟していないハス種のアボカド生果実にはチチュウカイミバエが寄生しないことが科学的に明らかになったことと、オーストラリアの植物防疫機関による誘引剤を用いた調査や生果実の切開調査でクインスランドミバエが発生していないと確認された地域で栽培されていること、また、これらの虫が入りこまないよう密閉された施設でこん包されることなどの条件を満たしたものは、輸入が解禁されました。

2 コロンビア産ハス種アボカド生果実

令和元年7月31日に植物防疫法関係規則が改正され、コロンビア産アボカドのうち、ハス種の成熟していない生果実であって、一定の条件を満たすものについては輸入できるようになりました。コロンビア産のアボカド生果実は、日本が侵

入を警戒している重要病害虫のチチュウカイミバエがコロンビアに発生しているため輸入が禁止されています。

しかし、成熟していないハス種のアボカド生果実にはチチュウカイミバエが寄生しないことが科学的に明らかになったことと、コロンビアの植物防疫機関が適切な病害虫防除が行われた園地で栽培されていることを確認し、これらの虫が入りこまないよう密閉された施設でこん包されるものは、輸入が解禁されました。

なお、どちらの国も原則として1年に1回以上、植物防疫官が現地に赴き、定められた規則に基づき適切に検査などが実施されているかについて、検査実施記録などにより確認を行うことになっています。

ハス種はアボカドの主要な品種であり、果皮が緑色で非常に厚く、成熟するにつれて赤味又は紫味を帯びた黒色に変化し、果肉も軟化するという特徴があります。海外では、メキシコ、ドミニカ共和国、インドネシアなど、気候が温暖な地域で栽培されています。令和元年には、オーストラリア産が3.7t、コロンビア産が1.7t輸入されました。



成田空港に輸入されたコロンビア産ハス種アボカド生果実

近年国内で発見されている病害虫について

—ツマジロクサヨトウの国際的な取組—

ツマジロクサヨトウ (*Spodoptera frugiperda*) は、南北アメリカ大陸の熱帯あるいは亜熱帯を原産とするチョウ目ヤガ科の一種で、アフリカでトウモロコシに大きな被害を与え、アジアへと分布を広げています。日本では令和元年6月末に鹿児島県南九州市の飼料用トウモロコシほ場で初発見されました。その後の調査で九州・沖縄地区だけでなく、中国・四国、近畿、中部、関東、東北地方の21府県でも発見され、トウモロコシ、サトウキビ、ソルガムなどを食害することが確認されています（植物防疫情報第35号）。また、令和2年1月に行った発生状況の調査でも沖縄県のほか鹿児島県（南西諸島の一部を含む）で確認されました。

このような越境性病害虫に対する国際的な取組として、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）が主催し、農林水産省が後援した「JIRCAS 国際シンポジウム 2019」が令和元年10月に茨城県つくば市で開催され、研究の連携を推進するための取組、国際協力、情報共有、行政、研究機関、生産者、普及機関を含めての連携が必要であると提唱されました。

また、令和元年11月に中国昆明で行われた国連食糧農業機関（FAO）主催の「ツマジロクサ

ヨトウの持続的管理に関するワークショップ」では、アジア11か国の取組が紹介され、今後、関係国が連携して発生情報の共有と防除を進めることが提唱されました。中国の発表では、2万人の調査員を動員して調査した結果、トウモロコシ、サトウキビ、ソルガム、コムギなどイネ科のほか、4科8属の植物で食害が認められましたが、被害発生面積の割合ではトウモロコシが99%であったこと、防除の結果、南部地域では被害前の90%まで回復したとの報告がありました。

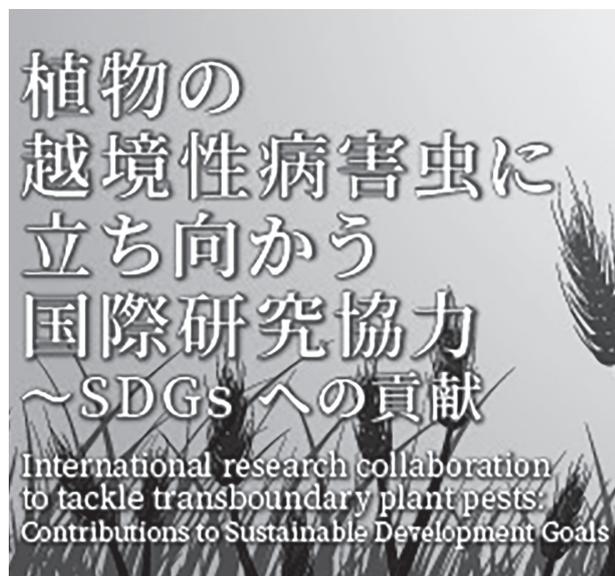


ツマジロクサヨトウ（幼虫）



ツマジロクサヨトウ成虫（雌）

世界の食料は80%が植物に由来するといわれています。植物を加害し、収穫量を左右する病害虫の存在は国際的な関心事であり、食糧を確保する上での大きな課題とされています。気候変動その他の要因によって国（地域）を越えて侵入する病害虫は、移動やその侵入予測が困難となっていることから、国際間の情報交換や協力によって問題に対処する必要があります。



出展：JIRCAS ホームページ

動植物検疫探知犬バッキー号の引退

令和2年3月24日、羽田空港の初代動植物検疫探知犬で、全国で唯一、植物防疫官がハンドラーを務めたバッキー号（11歳、雄）が探知活動業務を退くこととなり、引退式が行われました。式では、バッキー号の探知活動の紹介、バッキー号への感謝状と記念品授与（犬用おもちゃ）が行われ、新しい飼い主となる大友横浜植物防疫所長へ引渡されました。ここでは、バッキー号の長年にわたる探知活動に敬意を表すると共に、その活躍をご紹介します。



バッキー号の引退式

バッキー号は平成24年2月、同僚のニール号とともに、羽田空港初の検疫探知犬として導入されました。他の探知犬の体重が7～12kg程であるのに対し、15kgと一つ抜けて大柄でありながら、とても大人しい性格でした。しかし、検査場に入ると人（犬？）が変わったかのように活発になる犬で、検査場内でとても楽しそうに探知活動を行う姿は羽田空港に勤務したことのある職員の記憶に残っているのではないかと思います。

バッキー号は、導入後から平成29年3月まで初代ハンドラーと、その後引退まで2代目ハンドラーとともに8年以上の長きにわたり探知活動を行いました。ハンドラーが変わるとパフォーマンスが一時的に低下する探知犬もありますが、バッキー号はハンドラーが変わっても羽田空港の探知犬の中でもトップクラスの探知能力を持つ犬と

して、8割前後の探知率（探知対象物発見回数/探知回数）を維持しました。多い時には月に動植物検疫合わせて700件以上もの探知対象物を発見し、数多くの植物や肉類を探知し、羽田空港での植物検疫及び動物検疫業務において大きな役割を果た



検疫探知活動中のバッキー号（初代ハンドラーと）

しました。長きにわたり活躍したバッキー号に植物防疫所職員一同、感謝しております。今後はゆっくりとした時間を過ごしてほしいと思います。

バッキー号の後任にはロック号（2歳、雄）が就任しました。小柄でありながらも元気で人懐っこく、エネルギーが有り余っているといった印象を周囲に与える犬です。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、羽田空港でも探知犬活動が自粛されていますが、終息後には新しいハンドラーと共に先輩犬同様に活躍することが期待されています。



バッキー号と2代目ハンドラー

米国向けカキ生果実の初輸出（奈良県）

米国向けカキ生果実の輸出は、平成 29 年 10 月に解禁され、日米間で合意した検疫条件に沿って手続きが進められます。主な検疫条件は①植物防疫官による米国向けカキ生果実の生産園地、選果こん包施設及び選果技術員の登録、②植物防疫官による登録生産園地での栽培地検査（米国が定める検疫対象病害虫 19 種の無発生確認）、③登録選果こん包施設で選果技術員の指導のもとでの病害虫寄生果などの選別及びこん包の実施、④植物防疫官による輸出検査で合格するこ



米国向けカキ生果実輸出検査状況

とです。

米国向けカキ生果実は、輸出解禁以降、近畿では和歌山県から輸出されていますが、令和元年 4 月、新たに奈良県の 1 園地について生産園地の登録を行いました。植物防疫官による栽培地検査は 6 月から 10 月上旬にかけて毎月 1 回行い、検疫対象病害虫が発生していないことを確認したことから合格となりました。

登録生産園地で収穫されたカキ生果実は、10 月下旬に登録選果こん包施設において植物防疫官が輸出検査を行い、計 130kg が合格となり奈良県から米国に向けて初輸出されました。

米国での輸入検査も合格し、「米国の皆様に是非味わって頂きたい」という生産者の思いが詰まった奈良県産カキ生果実が、米国の店頭に初めて並びました。令和 2 年は昨年より園地に加え新規 2 園地が登録されており、輸出量の増加が期待されています。

奄美群島での植物等の移動規制に関する広報活動

南西諸島などに発生しているアリモドキゾウムシやイモゾウムシ、カンキツグリーンング病などの病害虫のまん延を防止するため、一部の植物などの移動を規制しています。

植物防疫所では、この制度について周知活動を行っており、今回、門司植物防疫所名瀬支所が奄美大島と与論島で行った広報活動についてご紹介します。

1 月 23 日、「奄美市まなび・福祉フェスタ」で、広報用パネルや病害虫の標本などを掲示するとともに、植物防疫所で作成したぬり絵やアンケートを用いて来場された方とコミュニケーションをとりながら制度の説明を行いました。

3 月 2 日～ 4 月 7 日、奄美空港の到着ロビーにある「特設コーナー」で、サツマイモなどの持ち出しが規制されていることを説明した広報用パネルを展示し、旅行などで奄美大島を訪れた方や、送迎に来られた方に向けて広報を行いました。

また、3 月 9 日～ 11 日、与論島内のホテルや民宿、郵

便局、商店及び小学校など計 70 か所を訪問し、制度の内容を説明するとともに、広報用ポスターの掲示やリーフレットの設置をお願いしました。ホテルや民宿では各部屋にリーフレットを置くことにご快諾いただき、旅行者向けの広報を効果的に行えるようになりました。

植物防疫所では、今後もさまざまな機会をとらえ植物などの移動規制制度について広報を行ってまいります。



「奄美市まなび・福祉フェスタ」でぬり絵を楽しむ子どもたち

台湾産パインアップル苗の隔離栽培検査

果樹類、いも類、花卉球根類などの栄養繁殖する種苗は、目視では発見が困難なウイルス病などに感染している可能性があります。このため、重要なウイルス病などの寄生植物となる種苗類については、海空港での輸入時の検査に加えて、植物防疫所の隔離ほ場や条件を満たした民間の指定ほ場で一定期間栽培し、ウイルス病などの検査を行う隔離栽培検査を実施しています。

沖縄の基幹作物であるパインアップルも新規品種の導入及び苗不足の解消などを目的として苗が輸入されていますが、隔離栽培検査の対象植物のひとつで3～4年ごとに数万本単位で輸入され、隔離栽培検査を行っている状況です。

昨年、那覇港に台湾産パインアップル苗1件6万本が輸入され、輸入検査ののち、石垣市内の民間の指定ほ場に植え付けられました。現在、石

垣出張所において、約1年間にわたる隔離栽培検査を行っています。

隔離栽培検査では、輸入された全量が検査対象であることから、パインアップルの株ごとに生育状況及び病徴を確認しながら、遺伝子診断法(PCR検査)などを行い、ウイルス病などの感染の有無を判定しています。



石垣島で隔離栽培中のパインアップル



INTERNATIONAL YEAR OF
PLANT HEALTH
2020

2020年は国際植物防疫年です！

2020年は国連が定めた国際植物防疫年「International Year of Plant Health (IYPH)」です。

国連では、「健全な植物は、食料の安定供給、環境保全や生物多様性の向上、経済開発など多くの重要課題を支える役割をもつ」とし、国際社会の積極的な取組を促しています。

植物防疫所では、病害虫の侵入・まん延を防止する植物検査の重要性を国内外に広くアピールしていくこととしています。

また、農林水産省では企業・団体等を国際植物防疫年のオフィシャルサポーターとして認定する制度も実施しています。

詳細は、右記のQRコードからご確認ください。



農林水産省
IYPH関連サイト

最新情報

植物防疫所のホームページ(<https://www.maff.go.jp/pps/index.html>)では、法令改正や輸出入植物検査に関する最新情報を提供しています。

令和2年6月29日現在

(法令改正関係情報)

- 「植物検査制度の見直し」に関する資料を追加しました(令和2年6月15日)
- ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び告示が一部改正されました(令和2年6月12日)
- ウメ輪紋ウイルスの緊急防除に関する省令及び告示が一部改正されました(令和2年6月11日)
- 「輸出国における検査措置を必要とする植物に係る輸入検査実施要領」が一部改正されました(令和2年5月26日)
- 「種馬鈴しょ検査実施要領」が一部改正されました(令和2年5月20日)
- 植物防疫法施行規則、関係告示等が一部改正されました(令和2年5月11日)
- テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び告示が一部改正されました(令和2年4月1日)
- ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び告示が一部改正されました(令和2年4月1日)
- 「タイ産マンゴウの生果実に関する植物検査実施細則」、「タイ産マンゴスチンの生果実に関する植物検査実施細則」及び「タイ産トーンデー種のポメロの生果実に関する植物検査実施細則」が一部改正されました(令和2年3月26日)
- 「米国向けうんしゅうみかん生果実輸出検査実施要領」が改正されました(令和2年3月4日)

(輸出植物検査関係情報)

- ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和2年産なし)を掲載しました(令和2年6月11日)
- 「各国の輸入規則等詳細情報」における各国のHP情報を更新しました(令和2年5月21日)
- 「台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧」(令和2年産も・すもも)(令和2年4月9日現在)を掲載しました(令和2年4月9日)
- 「中国向けイヌマキの輸出に係る栽培圃地登録の申請について」を掲載しました(令和2年3月27日)
- 「輸出入条件詳細情報」の検査条件一覧表(早見表)(貨物、携帯品及び郵便物)を更新しました(令和2年3月11日)

(国内植物検査関係情報)

- 「ウメ輪紋ウイルス(プラムポックスウイルス)の緊急防除について」を更新しました(令和2年6月11日)
- 「植物防疫所病害虫情報 No.120」を掲載しました(令和2年3月15日)
- 動画一覧に「移動してはいけない植物たち(国内移動規制のお知らせ)」を掲載しました(<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/movie/index.html>)